

【大空町「物品・役務」競争入札参加資格審査の随時申請要領】

大空町が発注する『物品の購入等及び物品の賃貸借、役務の提供（工事に係る設計、監理地質調査及び測量を除く。）の契約』に係る競争入札に参加するためには、競争入札参加資格審査随時申請を行い、資格者として名簿に登録されることが必要です。なお、資格者として名簿に登録されたことによって、自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、予めご承知ください。

■受付及び提出方法等：

原則として「郵送」による提出とします。

ただし、大空町内に本店又は支店等のある申請者に限り持参提出を認めます。

- ①受付期間 令和5年6月1日 ～ 令和7年12月5日（予定）
※土曜日、日曜日及び祝日は、受付できません。
- ②提出方法 申請書はクリップ等でひとまとめにしてください。
※フラットファイルで綴じないでください

[郵送による提出]

提出先 〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
大空町役場 総務課財政グループ

○郵送については、書留郵便等により送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認できる方法で送付してください。それ以外の方法で送付された場合、郵送時の事故による書類紛失等を理由とする提出期間の延長は認められませんので、ご注意ください。

○受理票が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒に切手を貼り宛先の記入をお願いします。

[持参による提出]

受付場所 大空町役場庁舎2階 大空町総務課財政グループ
受付時間 午前9:30～12:00、午後1:00～4:30 ※時間厳守

■申請書及び添付提出書類、資格の種類：

本町独自の様式は定めておりません。

申請書及び添付提出書類、資格の種類は、『北海道に準拠』して審査を行いますので、北海道を例に、申請者が各自作成してください。

なお、申請にあたり北海道（出納局会計管理室調達課）が作成した『申請の手引き』を事前によく読んで書類等の不備・不足がないようにしてください。

※様式の入手方法については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）からダウンロードしてください。なお、役務の提供等の申請につきましては、北海道様式に変更を加えたものを添付しますので、参考としてください。

※北海道の様式は、令和4年度から令和6年度の3年間となっていますので、修正してご活用ください。

※本町は、電子申請及び審査結果の通知については実施していません。

■資格の有効期間：

受付日から令和7年3月31日 **令和8年3月31日**

■審査基準日：

申請日

■資格要件：

競争入札参加資格審査随時申請をするためには、次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税 … 法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税
個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税
 - イ 道税 … 道税（道外業者の場合は本社が所在する都府県税）
 - ウ 町税 … 町税（町外業者の場合は本社が所在する市町村税）
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (5) 経営状況が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 過去に町長が競争入札参加資格者として不適当であると認めた者でないこと。
- (7) 審査基準日において、引続き1年以上事業を営んでいること。
- (8) 営業に必要な各種許可・登録等を受けていること。

■問合せ先：

大空町役場総務課財政グループ
〒099-2392
北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
・TEL(0152)-77-8092(直通)
・FAX(0152)-74-2191
・E-mail: info@town.ozora.hokkaido.jp

物品・役務入札参加資格審査申請書 提出書類一覧表

	区 分	法 人	個 人	組 合	摘 要
1	競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	
2	登記事項証明書（写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。
3	身分証明書（写し可）		◎		市区町村長の発行するもの。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。
4	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの） （写し可）		◎		市区町村長の発行するもの。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。 ※営業証明書に業種（事業内容）が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、希望する分類の営業及び取扱いを証する書類（契約書、請書、請求書、納品書など販売等の実績が確認できる書類の写し）を提出
5	審査基準日から1年以上事業を営んでいることを証する書類		○		営業証明書に営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合（「17 営業許可等の写し」を提出する場合であって、その営業許可等の年月日が審査基準日から1年以上前である場合は不要） ① 審査基準日から1年以上前の契約書、請書、請求書、納品書など販売等の実績が確認できる書類の写し ② 審査基準日直前1年分の確定申告書及び添付書類（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し
6	従業員名簿		◎	◎	代表者、家族従業員及び1か月以上の期間を定めて雇用している者を記入すること。
7	賃金台帳（写し）		★	★	従業員の賃金台帳（「6従業員名簿」と一致すること。） ※郵送の際は写しの提出が必要となります。
8	町税（大空町が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	◎	◎	◎	住民課税務グループ及び地域振興課の発行するもの。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。
9	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（写し可）	◎	◎	◎	道税事務所、総合振興局税務（納税）課の発行するもの。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。
10	本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（写し可）	○	○	○	町税・道税の納税義務がない場合。 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。
11	国税（消費税及び地方消費税を含む）に未納がないことの証明書（写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの。 国税通則法施行規則 別紙9号書式その3、その3の2（個人用）又はその3の3（法人用） 申請受付時前3か月以内に発行されたもの。

	区 分	法 人	個 人	組 合	摘 要
12	誓約書	◎	◎	◎	
13	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類(写し)	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ※加入状況が確認できる書類
14	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類(写し)	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書(控) ※加入状況が確認できる書類。
15	社会保険等適用除外申出書	○	○	○	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合
16	希望する分類の事業内容が確認できる書類(契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)など販売等の実績が確認できる書類の写し)	○	○	○	(1)法人、中小企業組合等 希望する分類が登記事項証明書の目的欄に具体的に記載されていない場合。 (2)個人 希望する分類が営業証明書に記載のない場合。
17	営業許可等の写し	○	○	○	「業種別分類表」の「営業許可等」欄で示した許可、免許、登録等を有する場合。
18	工場内部見取図及び機械器具設備状況一覧表(印刷物の製造)	○	○	○	「印刷物の製造」を希望する場合。 (工場又は作業場ごとに作成のこと)
19	機械器具設備状況一覧表(印章の製造)	○	○	○	「印章の製造」を希望する場合。 (工場又は作業場ごとに作成のこと)
20	定款又は寄附行為	○		◎	中小企業組合や会社以外の法人の場合。
21	貸借対照表	○			合名会社や合資会社、会社以外の法人の場合。
22	代理申請に係る委任状	○	○	○	行政書士等が代理申請を行う場合に必要。 申請受付時前3か月以内の日付のもの。
23	協同組合等の概要			◎	
24	官公需適格組合証明書(写し)			○	中小企業組合等において官公需適格組合の証明を有する場合。
25	上記2～21に掲げる書類			○	中小企業組合等の場合 組合の指定する組合員(資格者又は申請者である者を除く。)の「法人」又は「個人」に係る各該当書類。

(注意) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当するときに提出する書類です。

3 ★印は、提示書類です。